

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください！

内閣府のコールセンターや地方公共団体、消費生活センターなどに、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする電話、メール、手紙、訪問等に関する情報が寄せられています。マイナンバーの通知や利用などの手続で、口座番号などを電話などで聞くことはありません。不審な電話やメールはすぐに切る又は無視することとし、内閣府のマイナンバー専用コールセンターや消費者ホットラインに連絡・相談いただくか、内容によっては、すぐに警察の相談専用窓口や特定個人情報保護委員会の苦情あっせん相談窓口をご利用ください。

- 長与町では、11月14日から、世帯ごとに世帯全員分の通知カードが簡易書留で郵送されています。
- マイナンバーの利用範囲は、法律で、社会保障、税、災害対策の3つの行政分野に限られており、マイナンバーを利用する手続では、原則、顔写真付きの身分証明証などで、本人確認を徹底することになっています。

ご相談は、各窓口まで

《マイナンバー制度全般のご相談はこちら》

●マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日 9:30-22:00

土日祝日（年末年始を除く） 9:30-17:30

※一部IP電話等でつながらない場合は

- ・通知カード、個人番号カードについては、050-3818-1250
- ・その他のお問合せについては、050-3816-9405
におかけください。

《不審な電話などを受けたらこちら》

●消費者ホットライン 188（いやや！）

●警察 相談専用電話 #9110

又は最寄りの警察署まで

《マイナンバーが含まれる個人情報（特定個人情報）の取扱に関する苦情はこちら》

●特定個人情報保護委員会 苦情あっせん相談窓口

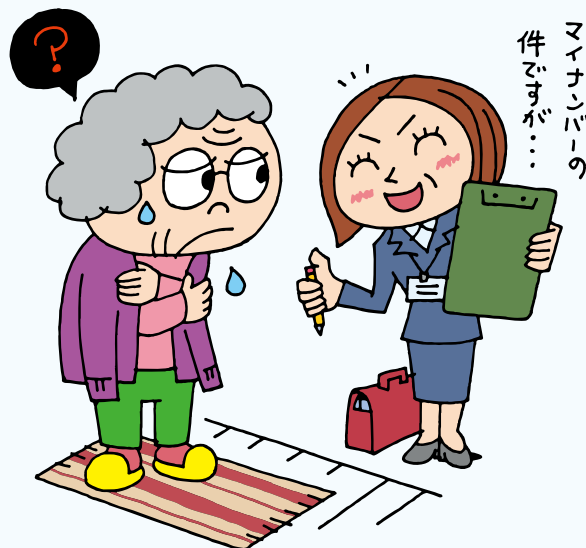
03-6441-3452

※平日 9:30-17:30

見守り 新鮮情報

事例1 「マイナンバー制度の導入に伴い、**個人情報**を調査中である」と言って、女性が来訪し、**資産**や**保険の契約状況**などを聞かれた。本当に**行政機関**がそのような調査をしているのか。
(60歳代 女性)

事例2 若い男性から「**マイナンバー**が順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きしたか」との電話があった。「まだしていない」と答えると、「**早く手続きをしないと刑事問題になるかもしれない**」などと言われ、**不審**に思った。
(70歳代 男性)

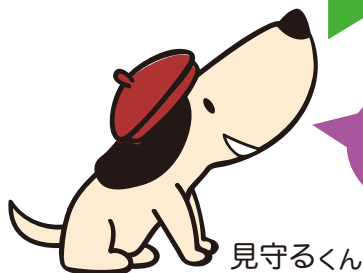


マイナンバー制度に 便乗した詐欺に注意

ひとこと 助言

上のよう
なことは
ありません

信じちゃダメ



見守るくん

- マイナンバーの通知や利用手続き等で、**国や自治体の職員が家族構成、資産や年金・保険の状況等を聞くことはありません。**
 - 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。不審なメールは無視しましょう。
 - 万が一金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。
 - 少しでも不安を感じたら、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(**消費者ホットライン 188番**)。*
- *なお、「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度の問い合わせは、**マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 (無料)**で受け付けています。